

戸籍の窓口から

第三回 引っ越しで住所が変わったら

窓口で住所異動の届け出をしてください。

住所の異動には主に、転入・転出・転居があります。

ほかの市町村から阿久比町に住所を移したら（転入）

転入届は、転入した日から十四日以内に前住所地の市町村長が作成した転出証明書を添付し、届け出をしてください。

国外からの転入の場合は、パスポート・戸籍謄抄本・附票が必要になります。詳しくは窓口で尋ねてください。

阿久比町からほかの市町村に住所を移す場合は（転出）

転出届は、引っ越し予定日の十四日前から届け出ができます。転出先と転出予定年月日を決めて届け出をしてください。（転出証明書を発行します。）

国外への転出は一年以上の滞在予定がある場合のみ届け出をしてください。

阿久比町内で住所を変更したら

（転居）

転居届は、転居した日から、十四

日以内に届け出をしてください。

世帯主が転出する場合、住民票の世帯主はどうなりますか

世帯主が変わります。転出届と世帯主の変更の届け出をしてください。

誰でも届け出することができますか

本人が行うのが原則ですが、世帯主が同一世帯の方も届け出をすることができます。

郵送による届け出はできますか

郵送による届け出は原則として受け付けることができません。ただし、転出届だけは郵送で行うことができます。

身分確認をさせてもらいます

窓口で届け出をする方の身分証明書（免許証・パスポート・保険証など）が必要になります。必ず持参してください。

転入・転居については、新居への引っ越し前には届け出はできませんので注意してください。

問い合わせ先

住民福祉課戸籍住民係

☎(48)11111

(内225・224)

国民年金保険料納付は口座振替が便利でお得です

保険料納付は、支払いの期間や時間が省ける口座振替が便利です。

保険料の前納を口座振替にする割引額が増えます。

国民年金保険料を一括して前納すると現金払いでは二千九百五十円の割引き、口座振替では三千四百九十円（五百四十円増）の割引きとなります。

口座振替日は四月三十日（今年は三十日が休日のため五月一日）です。

口座振替で一年度分の前納を希望される方は三月中に社会保険事

務所への事前登録が必要となります。口座振替で昨年一年度分を前納された方は、あらかじめ届け出は必要ありません。

月々の口座振替も早割・当月保険料の当月末引き落としがお得です。

通常の口座振替（当月保険料の翌月末引き落とし）は定額保険料ですが口座振替を早割にすると五十円の割り引きとなります。早割にすると翌月末の初回の口座振替で二カ月分の保険料が引き落としになります。

割引額の五十円は、平成十八年度の割引額です。平成十八年三月份までの割引額は月四十円です。問い合わせ先 半田社会保険事務所 ☎(21)2321

野焼きは禁止です

「臭いがつくので洗濯物や布団が干せない」「子供がぜんそくでせき込む」「煙が部屋に入ってくるので窓が開けられない」「せき込んで息苦しい」「病人なのでつらい」など、特に最近、野焼きに対する苦情が数多く寄せられています。

野焼きは、農業などを営む上でやむを得ない焼却や慣習・宗教上行事の焼却など一部の例外を除き、平成十三年四月一日から禁止され、違反者に対しては罰則も規定されています。

す。

禁止の例外に当てはまる焼却であっても、他人に迷惑を及ぼすような焼却は認められません。周囲に迷惑とならないようにすることが大前提です。

再資源化できるものは燃やさずに資源としてリサイクルに努めましょう。リサイクルできないものは廃棄物として、行政が回収できるごみについては、指定日に指定場所へ出しましょう。

回収できないごみ・事業者から出たごみについては、処理業者で処分をするなど適正に処理してください。

問い合わせ先 環境衛生課

☎(48)11111 (内317)